

(仮称)坂出市学校給食センター
整備運営事業
実施方針

令和2年2月26日

香川県坂出市

香川県坂出市（以下「市」という。）は、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用により、財政資金の効率的かつ効果的活用を図るため、「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業」（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 25 年 9 月 20 日閣議決定。以下「基本方針」という。），「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」等に則り、本事業の実施に関する方針として定めたものである。

目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者選定に関する基本的事項	6
2	事業者の募集及び選定の手順	6
3	応募者の備えるべき参加資格要件	7
4	審査及び選定に関する事項	11
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	12
1	責任分担に関する基本的な考え方	12
2	予想されるリスクと責任分担	12
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	12
第 4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	立地条件	16
2	施設要件	16
第 5	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
第 6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	17
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	17
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	17
4	金融機関と市の協議（直接協定）	17
5	その他	17
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	18
1	議会の議決	18
2	応募に伴う費用負担	18
3	実施方針に関する問合せ先	18

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

坂出市長 綾 宏

(3) 事業の目的

市の学校給食は、11の小中学校併設の調理場と1ヵ所の共同調理場で、坂出市内6幼稚園、10小学校と5中学校の給食の調理や配送、食器などの洗浄業務を直営および民間委託で実施している。

学校併設の調理場は、古いものは昭和35年に建設されており、共同調理場も平成2年建設であり平成24年に建設された坂出小学校を除くと、施設整備から30年以上が経過し、老朽化が著しいことに加え、「学校給食衛生管理基準」を満たしておらず、安心・安全な学校給食を提供する観点から早急な建て替えが必要である。

そのため、市は、これらの給食調理場の統合を含む新たな学校給食センターを整備し、学校給食衛生管理基準等を満たす安心・安全な学校給食の提供を確保し、効率的な学校給食事業の実現を目指すものである。

(4) 本事業の基本方針

本事業は、新たに1日当たり4,000食の供給能力のある学校給食センターを整備し、その事業期間内において、施設の維持管理及び運営を行うものである。

また、本施設は、市が推進する“健幸のまちづくり”において中核機能となる施設として位置付けられる。安全・安心で食育計画に則った学校給食の供給する基本機能に加え、市民への食にかかる情報発信や、地産・地消の推進、地域との連携を図った災害時対応等の役割を担うものである。

本事業の実施にあたっては、これら本施設の機能に基づき、「健幸のまちづくり」の実現に向け、以下の基本方針を十分に踏まえるものとする。

ア 安全安心で、食育計画に則った学校給食の供給

- ・ HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を取り入れ、関係法令等に基づく、衛生管理の徹底
- ・ 地産・地消を基本に、安全・安心な食材を使用した献立・調理
- ・ 食材の購入・調理・残菜の廃棄等の一括管理
- ・ 発育段階に応じた対応や多様な献立に対応できる調理機能の充実
- ・ 対応アレルギー (特定原材料7品目：卵、乳、小麦、エビ、かに、そば、落花生) に対応した給食提供できる給食環境の整備

イ “健幸のまちづくり” に資する食の情報提供

- ・ 児童生徒及び市民の栄養バランスのとれた豊かな食生活をサポートする情報発信
- ・ 生産者と消費者を繋ぐ窓口としての機能 (地産・地消食材や生産者に関する情報発信と消費者ニーズのフィードバック等)

ウ 防災機能の導入

- ・ 南海トラフ地震等、周辺施設との連携を図った災害時の対応 (例：非常時の炊き出し、災害時危機管理への熱源組合せ対応等)

エ 環境負荷の低減

- ・クリーンエネルギーの有効活用や省エネルギー設備の導入
- ・廃棄物の減量化・再資源化への配慮

オ コスト縮減の追求

- ・施設の建設から維持管理・運営等全般にわたるライフサイクルコストの縮減

(5) 事業の手法

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が学校給食センターの整備等を行い、その事業期間内において施設等の維持管理及び運営を行うものである。

(6) 事業の内容

カ 施設概要

- (ア) 事業用地 坂出市内（用地の詳細については後日公表予定）
- (イ) 敷地面積 約 5,000 m²
- (ウ) 提供食数 1 日当たり最大 4,000 食
- (エ) 対象学校 17 校園（幼稚園 3 園, 小学校 10 校, 中学校 4 校）

キ 事業方式

PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

ク 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 19 年 7 月末までとする。

なお、事業期間終了日以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴取し、市が事業期間内に決定する。

ケ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (ア) 施設整備業務
 - ・ 事前調査業務
 - ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
 - ・ 建設業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 調理設備調達業務
 - ・ 調理備品調達業務
 - ・ 食器・食缶等調達業務
 - ・ 事務備品調達業務
 - ・ 配送車調達業務
 - ・ 近隣対応・周辺対策業務
 - ・ 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - ・ 中間検査・竣工検査及び引き渡し業務
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

※配送校の配膳室等の整備については、市が別途実施する予定である。

- (イ) 開業準備業務
 - ・ 施設の設備・備品等の試運転
 - ・ 開業準備期間中の施設の維持管理
 - ・ 従業員等の研修・各種リハーサル
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

- (ウ) 維持管理業務
 - ・ 建築物保守管理業務
 - ・ 建築設備保守管理業務
 - ・ 外構等保守管理業務
 - ・ 調理設備保守管理業務
 - ・ 各種備品保守管理等業務
 - ・ 清掃業務
 - ・ 警備業務
 - ・ 長期修繕計画作成業務（注1）
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

注1：事業期間中に大規模修繕が発生した場合は、事業者が実施する。事業期間終了後の大規模修繕業務は市が行う予定であることから、事業期間終了後の長期修繕計画の作成を行うとともに、適切な大規模修繕方法等について、適宜、市に助言を行うこととする。なお、ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

- (エ) 運營業務
 - ・ 献立作成支援業務
 - ・ 食材検収補助業務
 - ・ 調理等業務
 - ・ 配送・回収業務
 - ・ 洗浄等処理業務
 - ・ 廃棄物処理業務
 - ・ 運営備品保守管理業務
 - ・ 配送車維持管理業務
 - ・ 衛生管理業務
 - ・ 配送校内での配膳（予定）
 - ・ 食育支援業務
 - ・ 事業者提案による自主事業（自由提案）（注2）
 - ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

注2：提案を義務づけるものではない。詳細は、要求水準書に記載する。

（参考）運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- ・ 食材調達業務
- ・ 食材検収業務
- ・ 献立作成

- ・ 検食
- ・ 給食費の徴収管理
- ・ 児童・生徒への食育業務
- ・ 見学等への対応

コ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金として事業者を支払う。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)に記す施設整備一時支払金を控除した額を、割賦料として維持管理・運営期間にわたり元利均等方式により事業者を支払う。
- (ウ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を、維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。また、物価変動に基づき、見直しを行う。
- (エ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については募集要項等で提示する。

(7) 事業の実施スケジュール（予定）

ア 優先交渉権者選定	令和2年7月
イ 事業契約の仮契約	令和2年9月上旬
ウ 事業契約の締結	令和2年9月下旬
エ 施設の設計・建設	事業契約締結日～令和4年6月（約1年9カ月間）
オ 施設の引渡し	令和4年6月
カ 開業準備期間	令和4年7月～令和4年8月24日（約2カ月間）
キ 維持管理・運営期間	令和4年8月25日～令和19年7月末（約15年間）

(8) 法令等の遵守

本事業を実施するにあたっては、関係法令等を遵守すること。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう（PFI法第2条第2項）。

(1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 施設の整備業務，施設の維持管理業務及び給食の運營業務等が同一の水準にある場合においては，事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においては，施設の整備業務，施設の維持管理業務及び給食の運營業務等の水準の向上が期待できること。

(2) 選定の手順

具体的には，以下の手順により客観的評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ PFI 事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは，その判断の結果を評価の内容と合わせ，事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ，坂出市ホームページ（以下，「市ホームページ」という。）等で速やかに公表する。

(4) 予定価格等の公表

予定価格等については，募集要項等で公表する予定である。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

市は、事業者の募集及び選定に当たっては、競争性・透明性の確保を配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

ア 資格審査

市は、応募者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

市は、資格審査通過者に対し、提案内容を記載した提案書類の提出を求める。

(3) 審査委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成される「(仮称)坂出市学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会は、事業者提案の評価及び審査を行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は、次のとおりとする。

令和2年2月26日(水)	実施方針・要求水準書骨子の公表
令和2年3月11日(水)	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和2年3月25日(水)	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和2年4月	特定事業の選定・公表
令和2年4月下旬	募集要項等の公表
令和2年4月～5月	募集要項等に関する説明会及び現地見学会
令和2年5月	募集要項等に関する質問の受付締切
令和2年5月	募集要項等に関する質問に対する回答
令和2年6月	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付
令和2年6月	資格審査結果の通知
令和2年7月	提案書の受付
令和2年8月	優先交渉権者の選定及び公表
令和2年9月	事業契約の仮契約締結
令和2年9月	事業契約締結

(2) 応募手続き等

ア 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問、意見を次のとおり受け付ける。

- ・受付期限 令和2年3月11日(水)17時まで
- ・受付方法 電子メールにより提出すること。(第1号様式)

イ 実施方針等に関する質問・意見の回答

実施方針等に関する質問・意見に対する回答を、令和2年3月25日（水）に市ホームページにおいて公表する。

ウ 特定事業の選定・公表

実施方針等に関する意見を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し公表する。

エ 募集要項等の公表

市は、特定事業の選定を踏まえ、募集要項、様式集、要求水準書、事業契約書（案）及び事業者選定基準（以下、「募集要項等」という。）を交付する。募集要項等の公表以降の予定は、随時市ホームページにおいて公表する。

オ 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

市は、募集要項等に関する説明会及び現地見学会を必要に応じて開催する。

カ 募集要項等に関する質問の受付

市は、募集要項等の内容等に関する質問を受け付ける。

キ 募集要項等に関する質問に対する回答

市は、募集要項等の内容等に関する質問に対する回答書を、市ホームページにおいて公表する。

ク 参加表明書、参加資格審査申請書類の受付

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を市に提出し、参加資格の審査を受けること。

ケ 資格審査結果の通知

市は、資格審査結果を応募者に通知する。

コ 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないとされたものは、参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。市は、説明要求があった場合、これに対する回答を行う。

サ 提案書の受付

市は、本事業に関する応募書類及び事業計画等の提案内容を記載した提案書類を受け付ける。提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項において提示する。

シ 優先交渉権者選定・公表及び事業契約締結

市は、提出された提案書類について総合的に評価を行い、審査委員会の審査を経て優先交渉権者を選定する。優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、市と仮契約を締結する。市は、事業契約に関して市議会の議決を経た後、SPCと事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の工事監理を実施する企業（以下「工事監理企業」という。）、本施設を維持管理する企業（以下「維持管理企業」という。）及び本施設を運営する企業（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、

維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

- イ 上記アの業務以外に、調理設備調達業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメント等を行う企業（以下「その他企業」という。）を、必要に応じて構成員に含めることができる。
- ウ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）
- エ 応募者の構成員は、以下の定義により分類される。
 - 代表企業：特別目的会社（以下「SPC」または「事業者」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
 - 構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
 - 協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業
- オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- カ 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する SPC を設立し、構成員は SPC に対して出資を行うこと。また、代表企業及び構成員での出資比率は、SPC の全株式の 50% を超えるものとし、代表企業は、出資者の中で最大出資比率とすること。さらに、全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 構成員は、SPC から請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知すること。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件をすべて満たすこととする。

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
 - (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
 - (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (エ) 市の平成 31・32 年度建設工事の入札指名人名簿に、原則、登録してあること。
 - (オ) 市の指名停止措置を受けていない者であること。
 - (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
 - (キ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (ク) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がないこと。
 - (ケ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - (コ) 法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納している者でないこと。
 - (サ) 次に示す者と資本面及び人事面において関連がある者でないこと。
 - a 審査委員会の委員、または委員が属する企業
 - b 本業務に係るアドバイザー
 - ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
 - ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2-3-4

注：「資本面において関連がある」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する、又は、その資金の総額の 100 分の 50 を出資しているものをいい、「人事面において関連がある」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねているものをいう。
 - (シ) 「香川県暴力団排除推進条例」（平成 23 年 3 月 18 日施行）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でない者。役員又は使用人が同条第 2 号に規定する暴力団員でない者。
 - (ス) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- イ 設計企業及び工事監理企業のうち、構成員は次の全ての要件を満たしていること。また、複数の設計企業及び工事監理企業で実施する場合は、(イ)、(オ)を除いた全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
 - (イ) HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。なお、「HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の設計実績、ドライシステムの学校給食の設計実績、

HACCPに関する書籍の出版等の実績，若しくは，HACCPに関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

(ウ) 工事監理業務と建設業務は，同一の企業又は資本面もしくは人事面において関連がある企業同士が実施してはならない。

(エ) 国（公社，公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注した延床面積 2,000 m²以上で，平成 21 年度以降に着手した公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

(オ) 平成 21 年度以降に着手した学校給食センター又は大量調理施設（民間施設も含む）の設計実績（基本設計又は実施設計）を有していること。

※ 大量調理施設とは，大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）が適用される同一メニューを 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上を提供する調理施設をいう。

ウ 建設企業は，次の全ての要件を満たしていること。なお，複数の企業で共同して建設業務を実施する場合，すべての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし，複数企業のうち少なくとも 1 者は(ウ)及び(エ)の要件を満たしていること。

(ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により，建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 市の建築一式工事において建築業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において建築工事一式の総合評定値が市内業者にあつては 1,000 点以上，香川県内に本店または本社もしくは契約締結権のある支店または営業所を有する市外業者にあつては 1,300 点以上であること。

(ウ) 平成 21 年度以降に延床面積 2,000 m²以上の公共施設の施工完了実績を有していること。なお，JV で施工した場合，JV の構成員数が 3 社以上で 20%以上出資した者，2 社で 30%以上出資した者については施工実績とみなす。

エ 維持管理企業は，次の要件を満たしていること。

(ア) 業務を実施するために必要となる有資格者等を本事業に配置することが可能なこと。

(イ) 複数の場合は，全ての企業が上の(ア)を満たすこと。

オ 運営企業は，次の要件を満たしていること。

(ア) 平成 21 年度以降，公告の日までに，2,000 食/日規模のドライシステムの学校給食施設又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく特定給食施設において，調理業務の実績があること。

(イ) HACCP 対応に対する相当の知識を有していること。

(ウ) 複数の場合は，主に調理業務全般を行う企業が上の(ア)，(イ)を満たすこと。

(3) 参加資格の確認及び失格要件

参加資格の確認は，参加表明書提出締め切りの最終日とする。ただし，参加資格確認後，契約締結までの期間に，応募者または応募者を構成する企業が上記応募者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。ただし，市と協議の上，市が認めた場合に限り，代表企業以外の構成員については変更する場合がある。

(4) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は，応募者に帰属する。ただし，市は，本事業の公表及びその他，市が必要と認める場合，選定事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。ま

た、選定事業者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法，工事材料，施工方法，維持管理方法，運営方法等を使用した結果生じた責任は，原則として応募者が負うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査委員会

提案書類の審査は，学識経験者等で構成する審査委員会が行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 資格審査

市は，参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について，参加資格要件の具備を確認し，資格審査結果を審査委員会及び応募者に通知する。

イ 提案審査

あらかじめ設定した「事業者選定基準」に従って，審査委員会において提案書類の審査を総合評価の方法により行い，順位を決定する。総合評価は，応募者の提出した提案内容について評価項目ごとに得点化し，得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を1位とし，以下総合評価値の高い順に順位を決定する。なお，評価項目や評価方法は，「事業者選定基準」に示す。

ウ 審査事項

審査事項は「募集要項」に添付する「事業者選定基準」に示す。

エ 審査結果

市は，審査委員会による審査結果に基づき，優先交渉権者及び次点交渉権者の決定を行い，その審査結果を応募者に対して通知するとともに，市ホームページ等で公表する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであるため、施設の整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則としてリスク分担表（案）に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示す。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的に監視を行う。なお、具体的な監視の方法、内容等については、事業契約書（案）に定める。

また、事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができることとする。

表 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り，入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務，提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務，提案内容に起因する環境問題（騒音，振動，電波障害，有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により，事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動（※1）	14	提案書受付日から市の指定する日までの金利変動	○	
		15	市の指定する日以降の金利変動		○
	物価変動（※2）	16	施設供用開始前のインフレ・デフレ	○	△
		17	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	△
	資金調達	18	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	19	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		20	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等 不可抗力（※3）	21	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
		22	不可抗力による損害	○	△
契約前	入札費用	23	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	24	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		25	議会の議決が得られない	○	○
契約の未締結・遅延	26	上記以外の事由による契約締結遅延等	○		
設計	測量・調査	27	市が実施した測量，調査に関するもの	○	
		28	事業者が実施した測量，調査に関するもの		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
	計画・設計・仕様変更	29	市の帰責事由により変更する場合	○	
		30	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	31	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		32	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	33	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		34	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	35	本施設建設予定地の確保に関するもの	○	
		36	本施設建設予定地以外の、本施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	37	本施設建設予定地の土壌汚染の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		38	本施設建設予定地の地下埋設物の顕在化のうち、市が公表した資料から予測可能なもの		○
		39	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
	工事遅延	41	市の帰責事由によるもの	○	
		42	事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	45	本施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
	施設損害	46	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○
	工事監理の不備	47	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
維持管理・運営	運営開始の遅延	48	市の帰責事由によるもの	○	
		49	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	50	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運営業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	施設瑕疵	57	瑕疵担保期間内		○
		58	瑕疵担保期間終了後	○	
		59	事業期間中		○

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	需要変動	60	給食を提供する幼稚園，学校における給食サービス形態の変更等，市の事由によるもの	○	
		61	園児，児童生徒数，教職員数の変動によるもの	△	○
		62	残渣の変動		○
	異物混入（食中毒を含む）	63	検収時における調達食材の異常	○	
		64	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	○	
		65	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		○
		66	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		67	調理・配送における異物混入等		○
	アレルギー等対応リスク	68	アレルギー等をもつ園児・児童生徒の情報収集不備，アレルギー等情報の伝達ミス，園内・校内での配食ミス，食材調達時の誤り	○	
		69	突発的な発症（事前に把握が困難なアレルギー等物質による）	○	
		70	事業者の帰責事由によるもの		○
	配送の遅延リスク	71	交通混雑，悪天候による遅延のうち，通常想定できない要因によるもの	○	
		72	上記以外の交通混雑，悪天候によるもの		○
		73	調理の遅延によるもの		○
		74	事業者の交通事故による遅延		○
75		食材の納入遅延による遅延	○		
運搬費増大リスク	76	配送校の変更による運搬費の増大	○	△	
	77	交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保 移管手続き	78	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
		79	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○

○：主分担 △：従分担

(※1) 基準金利確定日までは市，その後は事業者。

(※2) 一定範囲の物価変動は事業者，それ以上の物価変動は市。

(※3) 一定範囲の損害は事業者。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地条件

- (1) 事業用地 坂出市内（用地の詳細については後日公表予定）
- (2) 用途地域 準工業地域
- (3) 建ぺい率 60%
- (4) 容積率 200%
- (5) 敷地面積 約 5,000 m²

2 施設要件

本施設に必要な機能は、以下のものを想定している。

詳細は、要求水準書に記載する。

【本施設の区域区分（参考）】

区分		区域	必要とする機能・諸室
本体施設	給食エリア	汚染作業区域	荷受室，検収室，食品庫，冷蔵庫・冷凍庫，米庫，計量室，下処理室，洗浄室，雑品庫，油庫，残菜処理室，配送回収プラットフォーム 等
		非汚染作業区域	煮炊き調理室，炊飯室，焼き物・揚げ物室，和え物室，果物室，アレルギー対応調理室，コンテナ室，洗浄室，器具洗浄室 等
	一般エリア	調理員区域	前室，手洗室，調理員用更衣室，調理員用便所，調理員休憩室，洗濯乾燥室 等
		管理・来客区域	来客用玄関，市職員用事務室，事業者用玄関，事業者用事務室，来客用便所，給湯室，研修室，調理研修室，会議室兼研修室，調理見学スペース，機械室，受水槽 等
付帯施設（外構を含む）		駐車場，駐輪場，除害施設，浄化槽 等	

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- (3) 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結する。

5 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者が措置並びに支援を受けることができるよう努める。

また、市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこと。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為等の設定に関する議案を令和2年6月市議会定例会に、事業契約の締結に関する議案を令和2年9月市議会定例会に上程する予定である。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当部署：坂出市教育委員会教育総務課
所在地：〒762-0003 香川県坂出市久米町1丁目18-20
電話：(0877)44-5026 (内線 520)
FAX：(0877)44-4566
電子メールアドレス：kyouikusoumu@city.sakaide.lg.jp
ホームページアドレス： https://www.city.sakaide.lg.jp/